

<p>(事業名)</p> <p>小水力発電施設環境教育推進事業</p>	<p>事業主体</p> <p>土地改良区 農業協同組合 農業法人、NPO 法人等</p>
--	--

■事業の目的

農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して環境教育を実施する団体を支援することにより、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する。

■事業のポイント

- 小水力発電施設を活用した環境教育を行う中で、地域住民等の脱炭素の認識が向上。
- 地域団体等へ事業主体の範囲を広げ、地域主導で脱炭素の取組みを実施。

■事業内容

・応募団体が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費の補助

■施工事例

小水力発電施設環境教育推進事業	
 <p data-bbox="363 1541 523 1572">実施イメージ</p>	 <p data-bbox="1066 1541 1225 1572">実施イメージ</p>

■対象地域

県内全域

■採択要件

- ・環境教育を実施する小水力発電施設は、県内の農業水利施設や身近な水路等に設置されたものであること。
- ・実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- ・事業主体は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。

■事業主体及び負担区分

事業主体：土地改良区、農業協同組合、農業法人、NPO法人等

負担区分：

区 分	県	地元	備 考
環境教育	定額	—	補助金額は1事業あたり50万円を上限とする。